

市 民 生 活

1	区	政	113
2	社 会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 推 進		132
3	市 民 協 働		134
4	地 域 コ ミ ュ ニ テ イ づ く り 支 援		135
5	安 全 安 心 ま ち づ く り 交 通 安 全 対 策		137
6	消 費 者 行 政		140
7	男 女 共 同 参 画		142
8	人 権 推 進		144
9	生 涯 学 習		147
10	熊本市オンブズマン制度		150

1 区 政

(1) 経緯

平成20年10月6日に富合町と、平成22年3月23日に城南町、植木町と合併し、人口約72万8千人の都市となり、平成24年4月1日に政令指定都市へと移行した。

これにより都市ブランドの向上や拡充される権限・財源を活用しながら、区役所を地域の拠点として、住民と一体となったまちづくりを推進する。

(2) 区役所・まちづくりセンター・総合出張所の機能

ア 区役所の機能

平成24年4月1日政令指定都市への移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の5つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

課（室）	主な取扱業務
区民課	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、個人番号カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）など
税務課	個人市民税・県民税の賦課、固定資産税・都市計画税の賦課、納税相談・窓口収納、市税に関する証明発行など
福祉課〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談、被災者くらし再建支援など
保護課〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課 〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など
総務企画課	区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、庁舎管理、地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など
農業振興課※1	地域農業の振興、農業施設の整備・維持管理、土地改良事業、農地及び農業用施設の災害復旧事業など
（地域整備室※2）	旧富合町、旧城南町、旧植木町町域内の市道などの整備に関すること
（植木中央土地区画整理事業所※3）	植木中央土地区画整理事業
選挙管理委員会事務局※4	選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど
農業委員会事務局分室※5	農地に関する相談・申請等の受付、農地に関する証明発行など

※1 中央区役所には設置なし。中央区における農業振興関係業務は東区農業振興課で行う。

※2 北区役所および南区役所に、旧植木町・旧富合町・旧城南町との新市基本計画に基づく道路の新設・改良・維持補修を担当する地域整備室を配置する。

※3 北区役所に植木中央土地区画整理事業を担当する事業所を配置する。

※4 当該業務は総務企画課で行う。

※5 中央区役所、東区役所には設置なし。

イ まちづくりセンターの機能

平成29年4月、地域支援の拠点として、出張所等を再編してまちづくりセンターを設置し、49名の地域担当職員を配置した。これにより、地域のさまざまな要望・相談の窓口、地域情報の収集や行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などの役割りを担い、地域のさまざまな課題解決へ向けた取り組みを支援する。

地域担当職員配置状況及び主な取扱業務

区	中央区	東区			西区			南区						北区				計
まちづくりセンター	中央	託麻	秋津	東部	西部	河内	花園	富合	飽田	天明	幸田	城南	南部	植木	北部	清水	龍田	
配置状況(人)	8	3	2	3	5	2	2	2	2	2	2	2	3	4	2	2	3	49
主な取扱業務	地域コミュニティ活動支援及び推進、町内自治会及び校区自治協議会等の相談及び支援、地域の相談、要望、陳情等に関すること、地域情報の収集、行政情報の提供、市民公益活動の相談及び支援 等																	

ウ 総合出張所・サービスコーナーの機能

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民票等の証明書の交付業務や福祉関係の業務を行うため、託麻、河内、天明、幸田、城南、清水、龍田の7ヶ所のまちづくりセンターに、総合出張所を設置している。大江、秋津、東部、花園、飽田、南部、北部の7ヶ所のまちづくりセンターのサービスコーナーでは、住民票等の証明書の交付業務のみを行う。

総合出張所、サービスコーナー	主な取扱業務
総合出張所 (託麻・河内・芳野分室・天明・幸田・城南・清水・龍田)	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務
サービスコーナー (大江・秋津・東部・花園・飽田・南部・北部)	住民票、戸籍関係証明（※）、所得・課税証明、印鑑登録証明の交付 ※現在のものに限り、特殊な証明を除く。

エ 建物概要及び職員数

(平成30年4月1日現在)

区	所属	所在地	建設年月日	構造	敷地面積 (㎡)	職員数 (再任用数)
			建設費(千円)		建物延面積 (㎡)	区役所・まちづくりセンター
中央区	中央区役所 中央区まちづくりセンター	手取本町1番1号 (市庁舎1～3階の一部)	S56.9.30	—	—	267
			—		—	(28)
	五福交流室	細工町2丁目25番地	H3.3.15	RC造 地下1階 地上4階建	6,682.00	5
			2,816,050		8,227.00	(1)
	大江交流室	大江6丁目1番85号	S63.7.11	RC造2階建	5,029.40	8
			486,435		1,534.62	(3)

区	所属	所在地	建設年月日	構造	敷地面積 (㎡)	職員数 (再任用数)
			建設費（千円）		建物延面積 (㎡)	区役所・まちづ くりセンター
東区	東区役所	東本町16番30号	H24. 1. 31	SRC造3階建 一部S造	8,394.62	204
			1,804,453		5,172.88	(13)
	託麻まちづくりセンター （託麻総合出張所）	長嶺東7丁目11番15号	S56. 5. 30	R C造2階建	6,248.20	23
			483,590		2,010.00	(3)
	秋津まちづくりセンター	秋津3丁目15番1号	S60. 8. 10	R C造2階建	11,165.53	10
			521,448		1,910.34	(1)
	東部まちづくりセンター	錦ヶ丘1番1号	S52. 7. 4	R C造2階建 一部S造	8,008.30	12
			311,552		2,030.14	(3)
西区	西区役所 西部まちづくりセンター	小島2丁目7番1号	H14. 3. 29	R C造2階建	14,970.66	145 (14)
			1,857,437			
			H24. 1. 31 増築	R C造 3 階建 一部S造	7,501.86	
			1,481,994			
	河内まちづくりセンター （河内総合出張所）	河内町船津2069番地5	S59. 3. 20	R C造地下1階 地上4階建	2,009.66	13
			559,947		2,766.50	(3)
	河内まちづくりセンター 芳野分室	河内町野出1410番地	S58. 3. 18	S造2階建	6,717.00	4
			149,786		761.02	(1)
	河内まちづくりセンター 河内交流室	西区河内町船津 791 番地	H3. 3. 20	R C造 3 階建	18,013.69	5
			351,549		1,475.85	(2)
	花園まちづくりセンター	花園5丁目8番3号	H2. 8. 27	R C造2階建	5,145.00	10
			591,608		1,864.30	(3)
南区	南区役所	富合町清藤405番地3	H7. 3. 6	R C造3階建	5,545.71	146
			1,317,243		3,455.33	(10)
	富合まちづくりセンター	富合町清藤400番地	H15. 4. 1	R C造 一部S造3階建	10,850.00	9
			1,630,000		3,422.00	(1)
	飽田まちづくりセンター	会富町1333番地1	H8. 3. 15	R C造2階建	6,544.00	11
			1,840,000		2,999.79	(4)
	天明まちづくりセンター （天明総合出張所）	奥古閑町2035番地	H6. 3. 30	R C造2階建	7,426.00	15
			127,988		720.00	(2)
	幸田まちづくりセンター （幸田総合出張所）	幸田2丁目4番1号	S57. 6. 2	R C造2階建	5,578.00	21
			492,240		1,950.94	(3)
	城南まちづくりセンター （城南総合出張所）	城南町宮地1050番地	S60. 4. 5	R C造3階建	29,083.40	21
			862,172		3,470.06	(2)
城南交流室	城南町舞原394番地1	H9. 3. 19	R C造一部S R C造 2 階建	21,860.00	5	
		1,419,914		5,156.67	(1)	
南部まちづくりセンター	南高江6丁目7番35号	S62. 7. 6	R C造2階建	8,284.61	10	
		541,115		1,917.27	(3)	
北区	北区役所	植木町岩野238番地1	H3. 10. 14	R C造3階建 一部4階建	22,754.75	156
			2,141,203		5,988.30	(11)
	植木まちづくりセンター	植木町岩野238番地1	H5. 10. 1	R C造2階建 一部4階建	19,336.70	9
			2,069,503		4,921.76	(0)
	北部まちづくりセンター	鹿子木町66番地	H1. 12. 4	R C造2階建	8,034.92	8
			730,800		4,509.42	(1)
	清水まちづくりセンター （清水総合出張所）	清水亀井町14番7号	S59. 5. 10	R C造2階建	8,363.26	19
			451,268		1,793.38	(3)
龍田まちづくりセンター （龍田総合出張所）	龍田弓削1丁目1番10号	S54. 7. 11	R C造2階建	5,380.00	24	
		350,428		1,803.26	(4)	

※()の再任用の人数は、職員数の内数

(3) 区のまちづくり

中央区役所

【シンボルマーク】



熊本城と市電軌道敷のグリーンカーペットをモチーフに、周りに人の「輪」と「和」をあらわすリングを配し、全体に中央区の「中」の文字も意識してわかりやすいマークにした。

ア 概要

人口密度が最も高く都市機能集積が進んでいる市中央部のエリアで、区の中央には県内一の中心商店街が広がる一方、周辺地域には城下町風情も残っており、新旧の調和が保たれている。また、行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として交通センターからは放射線状にバス網が張り巡らされている。

また、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水など自然にも恵まれている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を“新たな出会いと未来創造の^{まち}都会 ～つながる、中央区。～ ”とし、その実現のために以下の4つのまちづくりの方向性に沿った取り組みを進める。

- 方向性1 “きらり”とひかる品格たようまちをつくる
- 方向性2 “わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる
- 方向性3 “ほっと”できる安全で安心なまちをつくる
- 方向性4 “いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

ウ まちづくり事業

平成30年度の中央区まちづくり推進事業

【地域活動の負担軽減】

- ① 「地域リーダー応援事業」 地域団体の担い手育成のため、会議の進め方などを習得する講習会を実施。

【生きがいとしての地域活動】

- ② 「校区の魅力発見発信事業」 子どもたちが地域を取材・情報発信し、地域に対する理解や関心を高める。
- ③ 「中央区スポーツ交流事業」 熊本市中央区体育協会と協働で、校区対抗のスポーツ大会を実施。
- ④ 「水前寺賑わいづくり支援事業」 地域住民や地元商店街、行政が協働し、水前寺賑わい祭りを開催。

【おたがいさまでささえあう地域づくり】

- ⑤ 「みんなのまちづくり情報発信事業」 中央区への転入者に対し、中央区の魅力や子育て情報などを発信。
- ⑥ 「お互いさまのまちづくり研修会」 地域包括ケアシステムの構築に向け研修会を開催。
- ⑦ 「中央区地域防災支援事業」 防災知識・意識の普及啓発や、地域防災に必要なノウハウを学ぶ講座などを開催。

【持続可能な地域となるために】

- ⑧ 「中央区まちづくりスクール事業」 課題解決型ワークショップを開催。ボランティア活動や地域の活動等、個々のフィールドで課題解決ができる人材を育成。
- ⑨ 「中央区から糖尿病を減らそう事業」 65歳未満の成人で糖尿病の治療中でない方を対象に、簡易血糖検査、血糖要指導者へのフォロー、糖尿病対策運動教室等を実施。

【その他】

- ⑩ 「中央区地域コミュニティづくり支援補助金」 地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを財政的に支援。



めざす
区の姿

新たな出会いと未来創造の都会

～つながる、中央区。～

さまざまな「つながり」を大切にすることで、心豊かで活力ある未来



- 〈まちづくりの方向性〉 ① “きらり” とひかる品格たようまちをつくる ② “わくわく” があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる
③ “ほっと” できる安全で安心なまちをつくる ④ “いきいき” と暮らせる健やかなまちをつくる
- 〈まちづくりの進め方〉 ① 参画と協働によるまちづくり ② 情報の共有と住民対話の推進
- 〈まちづくり事業等〉 事業予算 1999 万円（復興基金事業含む）

広報

■中央区 trip

中央区にある電停にスポットを当て、市電を使った手軽な小旅行を提案するリーフレットを作成・配布しました。

■市政だより「区のページ」 ■中央区ホームページ

■中央区フェイスブック



中央区 trip



中央区フェイスブック

地域コミュニティづくり支援補助金

■魅力あるまちづくりを推進するため、校区自治協議会や町内自治会等が実施する様々な分野のコミュニティ活性化や課題解決への取組みに対して、財政的支援を行っています。平成 29 年度は 18 団体から応募があり、15 団体の事業が採択されました。

未来キャラバン

■自治会や企業、店舗を「地域のお宝（魅力）」として位置づけ、子供たちによる取材・撮影・HP 作成・地域へのプレゼンまでを地元プロ講師が密着講義し、「企画力」「ものづくりを通しての地域との繋がり」を学び、地域のお宝（魅力）を発見・発信しました。



からだいいき健康フェスタ

■区民の健康増進や交流、親子での健康づくりのきっかけとしていただくため、子どもから大人まで楽しめる健康イベントを開催し、話題の足型測定や小学生への「GAPS（ゴールデンエイジフィジカルスクール）」を実施しました。



防災

■中央区地域防災支援事業

熊本地震での経験を今後につなげていくため、防災知識の普及や、避難所運営に係る校区のリーダー的な役割を担う市民の育成を行うことにより、地域の災害対応力の強化を図りました。

「親子ぼうさい教室」「そなえる防災講座」「防災出前講座」「地域版ハザードマップ作成」「新聞やビニールで防災グッズづくり」など



親子防災教室



そなえる防災講座

水前寺賑わいづくり支援事業

■「水まち水前寺～春・夏・秋・冬～」をテーマに、平成 26 年度から水前寺界隈の活性化に向けた取り組みを支援しています。平成 29 年度はまつりを通して地域 PR ブースを設置し、地域の魅力を再発見できるよい機会となりました。



中央区まちづくり懇話会

■区の特性を生かしたまちづくりの推進に関して、「まちづくり事業アイデア提案制度」により提案された内容等を協議しました。



東区役所

【シンボルマーク】



東区の「ひ」の字を「区民」に見立てて、シンボル化したもので、
「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」を表現した。

【愛称】ひがっぴい

ア 概 要

熊本市の東部に位置し、5つの区の中では最も人口が多い区である。

区域内には九州自動車道がほぼ南北に延びており、国道57号（通称東バイパス）や一般県道熊本空港線（通称国体道路）、主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）、主要地方道熊本高森線（通称電車通り）等の主要幹線が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く都会の姿を見せる一方で、北には託麻三山や運動公園、南には江津湖の自然が広がっており、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を「自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区」とし、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざす。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

基本方針1 【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

基本方針2 【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

基本方針3 【誰もがいきいきと暮らせるまち】

基本方針4 【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

基本方針5 【暮らしやすく活気あふれるまち】

ウ まちづくり事業

平成30年度の東区まちづくり推進事業

【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

- ・東区民まつり開催経費 区民相互の交流と親睦を深め、区の一体感の醸成を図る。
- ・地域コミュニティづくり支援補助金 自治会等の課題解決やコミュニティの活性化を財政的に支援する。など

【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

- ・地域防災合同訓練事業 地域防災意識の向上を図る。など

【誰もがいきいきと暮らせるまち】

- ・高齢者がいきいきと暮らせる支援体制づくり 認知症啓発のための研修会及びフォローアップ研修を行う。
- ・子育て支援ネットワーク活性化事業 校区子育てマップや防災リーフレットの活用により、ネットワーク活動活性化と子育て支援の充実に繋げる。
- ・東区健康まちづくり活性化経費 健康まちづくり推進員と協働で校区イベントに参加し、啓発を行う。
- ・熊本市子どもの食育推進ネットワーク（東区役所エリア）を活用した食育の推進 非常災害時に必要な備えや情報をまとめ、共有していくことで災害に強い食育の地域づくりを推進する。など

【まちづくりビジョンの推進体制】

- ・まちづくり懇話会開催経費 まちづくりに関する事項について協議を行う。
- ・東区地域活性化支援事業 「地域担当職員」が担当校区の地域課題を解決するために各種支援を行う。など

自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区

市民協働で豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあいみんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざします。



● 平成29年度 まちづくり推進事業実績

市民

基本方針:1

人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち

● 東区民まつり

地域の交流と親睦を深めるために、地元の方々や学校等に参加していただきました。これからも地域の方々からいただいたご意見やアイデアを参考にしながらお祭りの催しを工夫していきます。



基本方針:2

誰もが安全で安心して過ごせるまち

● 地域防災合同訓練事業

熊本地震のような大規模災害にも対応できるよう、地域の方々と協力しながらより実践的な訓練の実施や校区防災連絡会の立ち上げ等を行いました。



訓練の様子

立ち上げの様子

基本方針:3

誰もがいきいきと暮らせるまち

● 認知症徘徊模擬訓練

認知症徘徊者の気持ちに配慮した声かけや見守りの訓練を行いました。これからも、徘徊者をできるだけ早く発見し、無事に保護することができる仕組みを地域の方々と一緒に作っていきます。



基本方針:4

美しい自然を守り育てふれあえるまち

● 託麻三山山策ウォーキング

熊本地震の影響により、経路の確保ができなかったため、開催を中止。

基本方針:5

暮らしやすく活気あふれるまち

● 地域行事等への振興支援

地域の振興を図るために「秋津ふれあいれんげ祭り」や「健軍自衛隊通りさくら祭り」など地元が主催している地域のお祭りを地域協働で行いました。



秋津ふれあい
れんげ祭り

健軍自衛隊通り
さくらまつり

【まちづくりビジョンの推進体制】

● 東区まちづくり懇話会

地域の代表の方と一緒に東区のまちづくりのあり方について意見交換を行いました。

● 東区地域活性化支援事業

地元の要望や意見等を取り寄せながら、地域担当職員が担当校区の地域課題を解決するための取り組みを行いました。



西区役所

【シンボルマーク】



西区のイニシャル「N」をモチーフにし、燦々（さんさん）と輝く大地、西区を象徴する金峰山、有明海のさざ波と潮風、そしてみかんを組み合わせ、豊かな自然環境を表している。

ア 概要

西区は、熊本市の西側に位置し、河内みかんや芳野梨などの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んな有明海など豊かな自然に恵まれ、加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁しており、人や物の交流拠点として重要な役割を担っている。

また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、宮本武蔵が五輪書を執筆した霊巖洞、加藤清正の菩提寺である本妙寺など名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域となっている。

イ まちづくりの方向性

まちづくりを進めるうえで、西区では区民をはじめ恵まれた自然や伝統・文化・農水産物などを西区の魅力を形作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」をかけることでそれぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めて、めざす区の姿を「金峰望む 華のあるまち西区」とした。これらの貴重な財産を活かしながら心豊かにいつまでも健康で暮らせるまちとなるよう「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産業を生かしたまちづくり」の4項目を重点的な取り組みとして掲げ、区民の皆さんと協働でまちづくりに取り組んでいく。

ウ まちづくり事業

平成30年度の西区まちづくり推進事業

西区においては、地域ニーズに柔軟に対応するとともに、地域の皆さんと連携して自主自立のまちづくりを支援します。また、西区の「地域の宝」にスポットをあて、西区の魅力を広くPRするところであり、平成30年度まちづくり予算は、以下の4つの方針を定めて取り組むこととしている。

- （1）地域ニーズに柔軟に取り組む・・・まちづくりセンターを中心に、各地域の課題やニーズにスピード感をもって対応するとともに、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組む（地域ニーズ対応経費）
- （2）自主自立のまちづくりを支援する・・・地域の自主自立のまちづくりを幅広く支援するほか、行政に頼らないまちづくりの手法を学ぶ（地域コミュニティづくり支援補助、西区活性化支援事業）
- （3）地域の皆さんと連携して取り組む・・・西区の豊富な地域資源を活用した事業に取り組むほか、食育を通じた防災まちづくりや各校区で行っている健康まちづくりの担い手を育成する（西区農水産業チャレンジプログラム、食育を通じた防災まちづくり事業）
- （4）西区の「地域の宝」にスポットをあてて取り組む・・・西区の「地域の宝」にスポットを当てた事業に取り組み、地域住民が地域を誇り、誰からも愛される地域ブランを磨く（西区にぎわいづくり推進経費、大学連携まちづくり推進経費）



金峰望む 華のあるまち西区

まちづくりビジョンの重点的取り組み

- | | |
|-------------------|------------------------|
| Ⅰ. 安全安心のまちづくり | ～災害に強く、誰もがいつまでも健康に～ |
| Ⅱ. 子育てしやすいまちづくり | ～良好な環境を子どもたちのために～ |
| Ⅲ. 楽しさあふれるまちづくり | ～豊かな自然や伝統・文化を活かし賑わい創出～ |
| Ⅳ. 農水産業を生かしたまちづくり | ～魅力ある熊本ブランドの育成と発信～ |

区民との意見交換

●まちづくり懇話会
全部で5回開催し、活発な意見をいただきました。そのうち1回は、懇話会主催のワークショップ（若者編）を開催し、将来のまちづくりを担う若い世代から『地域の宝』をキーワードに自由な意見を聞きだしました。



中学校7校15名、高校3校8名
大学2校8名及び懇話会メンバー他 47名

まちづくりの支援

●エリア別まちづくり地域団体とまちづくりセンターとが連携し、地域の魅力をPRするため、ウォーキングイベントや広報用動画の撮影などに取り組んだ他、熊本地震からの復旧・復興を願うイベントを開催しました。



地域団体とまちづくりセンターとが連携し、地域の魅力をPRするイベントなどを開催

重点的取り組み

●西区フェスタ開催経費

これまで西区役所で区のイベントとして1日限りの実施だったが、実行委員会を組織し、平成30年3月17日、18日の2日間開催に変更し、熊本駅周辺一帯で、地域団体や民間企業等と連携して実施しました。連携したことにより、多くの来場者で賑わい、区の魅力発信ができました。



●地域コミュニティづくり支援補助事業

地域の身近な課題に対応するため、事業費に対する助成を行いました（補助率1/2）。平成29年度は16団体の応募があり、審査の結果9団体を採択し、各種事業を実施しました。



●西区伝統文化保存継承事業

年間を通して練習や準備風景、本神楽や関連行事の撮影を行い、保存用のDVD作成やテレビ放送等を行うことで、失われつつある地域固有の伝統芸能等を未来へ継承し、魅力発信を行いました。



●子ども農山漁村交流事業

西区の豊富な農産物を使用し、小学生が収穫・調理と味わう楽しみを体験する農業体験型イベントを行いました。

南区役所

【シンボルマーク】



「m i n a m i」という文字と山や川、有明海に沈む夕日などの自然豊かな南区の魅力をこのマークの中に表現した。

ア 概 要

南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域であり、区域の半分を占める農地では、ナスやトマト、メロン、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われている。

一方で、城南・富合工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、J R熊本総合車両所などがあり、熊本の製造業、運輸業の中核を支える地域でもある。

また、熊本藩川尻米蔵跡や六殿神社楼門などの歴史的資源も多く、それらを活かしたまちづくりが活発に行われている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を ～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～ “いきいき暮らしのまち 南区” とし、その実現のために以下の重点目標と6つの基本目標を掲げ、区の魅力・特性を活かしたまちづくりの取り組みを進める。

重点目標 復興するまち

基本目標 1 農と漁業を誇れるまち

基本目標 2 歴史・文化を育むまち

基本目標 3 自然と共生した住みやすいまち

基本目標 4 みんなが健康で元気なまち

基本目標 5 地域ぐるみで子どもを育てるまち

基本目標 6 安全・安心なまち

また、自助、共助、公助の役割のもと、区民、地域団体等と行政が連携して、協働のまちづくりに取り組んでいくため、「知る」「集まる」「始める」「伝える」の4つの段階で行動に移す指針を設定している。

ウ まちづくり事業

平成30年度の南区まちづくり推進事業は、

『情報受発信の充実』『人材育成の充実』『テーマに応じたまちづくりの推進』『エリア特性を活かしたまちづくりの推進』の4本を事業の柱とし、ビジョンに掲げる行動指針「知る」「集まる」「始める」「伝える」のサイクルによる“参画と協働のまちづくり”の更なる展開を図る。

① 「南区を知ろう」情報受発信事業の充実

PRグッズの作成、まち歩き手帖改訂版作成 など

② まちづくりを担う人材育成の充実

「防災まちづくりリーダー育成研修会」の開催、地域 ICT 利活用促進事業 など

③ テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

家庭訪問型子育て支援事業、「南区まちづくりフェア」の開催 など

④ 地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域コミュニティづくり支援補助金の交付、地域活性化支援事業、地域力強化支援事業 など

今後、様々な機会を捉え区民意見を集約しつつ、南区のまちづくり推進事業の評価検証を行いながら、「南区まちづくり懇話会」等において、まちづくりビジョンに掲げる、“めざす区の姿”と重点目標基本目標達成のための取り組みを区民参画と協働のもと推進していく。



平成29年度 南区まちづくり推進事業実績

めざす区の姿
～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～
いきいき暮らしのまち 南区



基本目標1 農と漁業を誇れるまち

南区“いきいき”フェスタ2017

南区の多彩な農水産物を全面的にアピールするとともに「健康」「子ども」などの基本目標と連携した催しを開催



■日時：平成29年11月19日 午前10時～午後3時半

■来場：約4,000人

基本目標2 歴史・文化を育むまち

南区フットパス～ぶらぶら道草体験～事業

南区の歴史的資源等を活用し、地域が運営主体となって設定しているフットパスコースを区内外にPRするため、広報用マップの印刷や案内看板の設置などの運営支援を実施



基本目標3 自然と共生した住みやすいまち

自然を活かした地域連携支援事業

自然と共生した住みやすいまちづくりと南区の豊かな自然を次世代に継承することを目的として、自然に親しむことができる「穴掘り大会」を開催



■日時：平成30年1月12日 午前10時～午後1時

■参加：29チーム（145人）

基本目標4 みんなが健康で元気なまち

南区ウォーキングキャンペーン

区民1人1人の健康意識の向上を目的として、南区管内の全校区を対象に、1チーム10人の参加者を募り、期間内に歩いた歩数を競い合うチーム対抗戦と個人戦を実施



■期間：平成29年9月24日～平成30年1月28日

■参加：304人（関連イベント参加者も含む）

基本目標5 地域ぐるみで子どもを育てるまち

家庭訪問型子育て支援事業

育児不安を抱える子育て家庭が地域で安心して子育てができるように、ボランティアの訪問支援員を養成し、定期的な訪問活動を支援



■事前説明会：平成29年8月8日に開催

■養成研修：平成29年9月4日～平成29年10月3日の間に7回開催

■訪問支援員：10人養成

基本目標6 安全・安心なまち

防災のまちづくりリーダー育成事業

地域における防災リーダーの育成と地域防災力の向上を目的として、災害の基礎知識と「地域版ハザードマップ」の役割を学ぶ講座を開催



■期間：平成30年1月23日～25日

■参加：64人

■その他：初級編として期間内に4回開催

区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくり懇話会

南区まちづくりビジョンを実現するために区民意見を聴取する場として、16名の委員（地域代表6人、テーマ代表8人、公募委員2人）で組織された南区まちづくり懇話会を設置

■開催回数：平成29年6月17日～平成30年3月19日の間に7回開催



北区役所

【シンボルマーク】



「北」の文字をデザイン的にし、下には笑顔を入れ、楽しいまち北区をイメージし、ず〜っと住みたいまち北区を表現しています。

ア 概要

北区は市の北部に位置し、三方を山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接する、最も面積が広い区である。区内には、都市近郊の住宅地とともに、水田やスイカなどの農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっている。さらに、田原坂公園や武蔵塚公園などの史跡、八景水谷、立田山、梶尾温泉・植木温泉など豊かな自然や地域資源に恵まれた地域である。一方で、九州自動車道植木インターチェンジを有し、国道3号熊本北バイパスや国道3号植木バイパス、熊本西環状道路など幹線道路の改良・整備も進められており、交通の要衝の機能も有している。

イ まちづくりの方向性

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながり、そして個性あるまちづくり活動の実績がある。こうした背景をもとに、めざす区の姿を「ず〜っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～」とし、それを推進するための基本方針として1.健康と暮らしの安全・安心の向上、2.住みやすい住環境の整備、3.まちの賑わいと産業の振興、4.地域資源の継承と活用、5.住民自治と協働の推進の5つを掲げた。

今後はこれら、まちづくりビジョンに掲げる5つのまちづくり基本方針のもと、各まちづくりセンターを地域コミュニティ活動の拠点とし、地域担当職員が地域ニーズを把握しながら、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組む。

ウ まちづくり事業

北区まちづくりビジョンに基づくめざす区の姿の実現及び区における自主自立のまちづくりに向け、地域コミュニティを支援し地域力向上を図るために、平成30年度北区まちづくり推進経費では以下の事業に取り組む。

◆地域コミュニティの支援

- ・「北区いきいき交流スポーツ大会」を開催し、区民の交流促進、健康増進を図る。
- ・「北区地域コミュニティづくり支援補助金」において、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを支援する。

◆地域力の向上

- ・「北区防災まちづくり事業」では、避難訓練や避難所運営のための訓練を実施し、共助による防災力の向上を図る。
- ・「北区担い手育成事業」では、各まちづくりセンターにおいて地域づくりの担い手育成などの支援を行う。
- ・「子育て世代からのアンチエイジング事業」では、子育て世代の栄養・保健指導を実施し、その後の「子育て世代応援事業～きたくなるカフェ～」につなげることで、世代間での仲間づくり、地域活動の担い手発掘を行う。
- ・「北区の魅力！発信事業」では、区の魅力に磨きをかけ、シンボルマークや北区の花「ひまわり」を区内外に向けた魅力発信のツールとして活用。
- ・「北区地域資源活性化事業」では、八景水谷公園の魅力復活・利活用等に向け地域住民と検討する。
- ・「北区こどもまつり2018」を開催し、子どもの健やかな成長を見守り、交流を深め、賑わいを創出する。

◆ビジョンの推進に向けて

- ・「北区における地域活動に関する意識調査」を実施し、働く世代の地域づくりに対する考え方を把握する。
- ・「北区まちづくり懇話会」を開催し、懇話会委員より区の特性を生かしたまちづくりについて提案を行う。

平成29年度 北区まちづくり推進事業の主な実績



めざす
区の様

ず〜っと住みたい“わがまち北区”

歴史・自然・文化・人がつながり
個性輝くまちをめざします



■基本方針1

【健康と暮らしの安全・安心の向上】

北区防災まちづくり事業

地域防災力の強化と防災意識の向上を図るために、各地域の自治協議会で開催される校区単位の防災訓練において避難訓練や避難者受入等の訓練を実施・指導し、体験型訓練や日用品を使った防災用品の作成等には地域住民や子どもたちが参加しました。



北区復興まちづくりシンポジウム



過去の震災から得られた知識や地域防災力の強化などこれからのまちづくりを推進するための課題や方向性について、区民の皆さんと一緒に考えていくために、「北区震災復興まちづくりシンポジウム」を開催しました。

■基本方針4

【地域資源の継承と活用】

北区中学生交流事業

地域への関心を深め、将来のまちづくりへとつなげるために、ワークショップを開催し、区内の中学校8校から22名の参加がありました。まちづくりの取り組みや実際の地域活動について説明を聞いた上で、北区の良い点や課題を洗い出し、その解決策等を考え、北区長に提言を行いました。



北区幸せ絵巻～ぶらり北さるき～

地域の魅力の再発見、住民同士の交流・健康増進を目的として、「北区幸せ絵巻～ぶらり北さるき～」を活用したウォーキングを清水地域で開催しました。



■基本方針2

【住みやすい住環境の整備】

北区PR事業

区の花「ひまわり」に親しんでいただくため、写真コンテストや絵画コンクールを実施するとともに、公共施設や農業関係者等に区内各所でひまわりを栽培してもらい、訪れた方に「ひまわり」を楽しんでいただきました。

また、ロアッソ熊本“火の国もりあげタイ”として、ロアッソ熊本と協力してイベント等を行うことで、区民との交流を図り、北区を盛り上げました。



■基本方針5

【住民自治と協働の推進】

ぶらりきたくなる大学

健康を担う地域の方及び熊本保健科学大学の学生とで“健康”でまちづくりを進めよう！！をテーマにワークショップを開催し、多世代交流しながら、地域力向上のために皆で意見を出し合いました。



北区地域コミュニティづくり支援補助金



地域の活性化を図るため、主体的に地域課題の解決に取り組む校区自治協議会や町内自治会等12団体にに対し、補助金を交付し、支援しました。

■基本方針3

【まちの賑わいと産業の振興】

北区こどもまつり2017

地域全体で子どもたちの健やかな成長を見守り、子どもを通して親睦と交流を図り、地域間交流による賑わいの創出とともに区の一体感を醸成するため、11月に開催しました。親子で楽しめるステージイベントや小中高校の吹奏楽演奏、北区管内のグルメや農産物の販売など北区を満喫できる内容で、多くの子供たちやご家族連れで賑わいました。



まちづくりビジョンの推進体制

まちづくり懇話会

5つのまちづくり基本方針のもと、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組んでいます。



区民の意見をお聴きする場として懇話会を設置しています。区民の代表として18名の委員の皆様から、北区のまちづくりに関しての意見等をいただきました。

市民

(4) 区役所（総合出張所等）所管ホール等の建物概要

区	所属	所在地	開設年月日	建設費 (千円)	構造	建物延面積 (㎡)
中央区	五福まちづくり交流センター	細工町2丁目25番地	H3.4.15	2,816,050	R C造 地下1階 地上4階建	8,227.00
西区	芳野コミュニティセンター	河内町野出1410番地	S58.4.1	149,786	S造2階建	761.02
南区	天明ホール	奥古閑町2035番地	H3.6.15	841,897 (天明公民館含む)	S造2階建 一部3階建	1,331.00
	アスパル富合 (富合ホール)	富合町清藤400番地	H15.4.1	1,630,000 (富合公民館含む)	R C造 一部S造3階建	3,422.00
	火の君文化センター (火の君文化ホール)	城南町舞原394番地1	H9.4.27	1,419,914 (城南公民館、保健センター含む)	R C造一部 S R C造 地上2階建	5,156.67
北区	植木文化センター (植木文化ホール)	植木町岩野238番地1	H5.10.1	2,069,503	R C造2階建 一部4階建	4,921.76

(5) ホール等の利用状況

(平成29年度実績)

区	所属	主要施設	件数	人数	利用料(千円)
中央区	五福まちづくり交流センター	センター会議室	1,192件	17,903人	474千円
		プール(一般開放)	1,192件	17,903人	474千円
西区	芳野コミュニティセンター	多目的ホール(200名)	57件	3,952人	12千円
		1階和室、2階和室、料理室	127件	3,248人	22千円
南区	天明ホール	ホール(固定席387席、車椅子席3席) *H28熊本地震の影響により使用不可	-	-	-
	アスパル富合(富合ホール)	ホール(406名)	307件	41,665人	6,894千円
	火の君文化センター (火の君文化ホール)	ホール(594名) *H28熊本地震の影響により使用不可	-	-	-
		舞台のみ	147件	4,447人	467千円
		リハーサル室	451件	7,463人	87千円
北区	植木文化センター (植木文化ホール)	文化ホール(固定席601名、車椅子席4席)	466件	56,457人	9,203千円
		リハーサル室	406件	7,463人	1,331千円

(6) 戸籍・住民(各区民課、各総合出張所、分室)

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

ア 各種人口登録表

年度					H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
区分									
住民登録	日本人	中央区	人口	男	79,581	80,659	79,986	80,480	80,987
				女	93,504	94,935	93,878	93,671	93,992
				合計	173,085	175,594	173,864	174,151	174,979
			世帯数		88,264	90,307	90,062	90,613	91,821
		東区	人口	男	90,428	90,845	90,441	89,469	89,507
				女	99,749	100,207	99,846	98,422	98,422
				合計	190,177	191,052	190,287	187,891	187,922
			世帯数		82,372	83,337	83,850	83,221	84,011
		西区	人口	男	43,318	43,427	43,010	42,873	42,444
				女	49,457	49,500	49,046	48,684	48,205
				合計	92,775	92,927	92,056	91,557	90,649
			世帯数		41,403	41,871	41,879	41,890	41,831
		南区	人口	男	60,077	60,778	60,985	61,200	61,658
				女	66,678	67,458	67,801	67,969	68,215
				合計	126,755	128,236	128,786	129,169	129,873
			世帯数		50,724	51,755	52,512	52,941	53,612
		北区	人口	男	69,610	69,428	68,655	68,737	68,490
				女	76,196	76,279	75,482	75,557	75,033
				合計	145,806	145,707	144,137	144,294	143,523
			世帯数		61,201	61,691	61,798	62,501	62,979
		合計	人口	男	343,014	345,137	343,077	342,759	343,086
				女	385,584	388,379	386,053	384,303	383,867
				合計	728,598	733,516	729,130	727,062	726,953
			世帯数		323,964	328,961	330,101	331,166	334,254
	外国人	中央区	人口	男	969	955	980	1,020	1,124
				女	1,192	1,212	1,244	1,262	1,325
				合計	2,161	2,167	2,224	2,282	2,449
			世帯数		1,190	1,239	1,271	1,335	1,507
		東区	人口	男	360	370	371	395	451
				女	451	421	429	429	448
				合計	811	791	800	824	899
			世帯数		325	313	330	379	455
		西区	人口	男	237	242	273	274	297
				女	251	261	278	277	297
				合計	488	503	551	551	594
			世帯数		236	237	283	277	329
		南区	人口	男	114	134	140	180	256
				女	209	210	227	260	306
				合計	323	344	367	440	562
			世帯数		141	157	180	232	341
		北区	人口	男	194	238	234	259	329
				女	302	312	332	336	431
				合計	496	550	566	595	760
			世帯数		200	255	271	302	437
		合計	人口	男	1,874	1,939	1,998	2,128	2,457
				女	2,405	2,416	2,510	2,564	2,807
				合計	4,279	4,355	4,508	4,692	5,264
			世帯数		2,092	2,201	2,335	2,525	3,069

年度 区分			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
戸籍	中央区	本籍数	82,370	82,275	82,328	82,244	82,203
		本籍人口数	191,469	190,889	190,633	190,158	189,853
	東区	本籍数	53,165	53,849	54,519	55,128	55,780
		本籍人口数	137,234	138,698	140,112	141,241	142,660
	西区	本籍数	51,356	45,585	45,486	45,348	45,231
		本籍人口数	130,547	108,991	108,420	107,688	107,183
	南区	本籍数	45,769	49,835	50,146	50,174	50,195
		本籍人口数	109,701	123,032	123,478	123,269	123,537
	北区	本籍数	49,638	51,650	52,031	52,318	52,636
		本籍人口数	122,882	131,188	131,625	131,872	132,053
	合計	本籍数	282,298	283,194	284,510	285,212	286,045
		本籍人口数	691,833	692,798	694,268	694,228	695,286

イ 各種証明取扱件数

年度 区分			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
戸籍関係	中央区	有料	82,860	80,557	82,958	89,476	78,759
		無料	50,547	52,587	59,377	55,781	58,490
		合計	133,407	133,144	142,335	145,257	137,249
	東区	有料	32,042	31,572	32,787	33,482	36,372
		無料	6,632	5,783	5,711	4,334	4,419
		合計	38,674	37,355	38,498	37,816	40,791
	西区	有料	18,066	17,785	20,474	20,745	19,803
		無料	2,769	2,424	2,629	1,749	1,748
		合計	20,835	20,209	23,103	22,494	21,551
	南区	有料	24,687	25,208	26,158	20,745	29,111
		無料	2,128	2,936	2,434	1,749	4,308
		合計	26,815	28,144	28,592	22,494	33,419
	北区	有料	27,511	26,856	28,825	29,507	31,955
		無料	4,520	3,966	3,665	2,638	3,916
		合計	32,031	30,822	32,490	32,145	35,871
	合計	有料	185,166	181,978	191,202	203,140	196,000
		無料	66,596	67,696	73,816	67,975	72,881
		合計	251,762	249,674	265,018	271,115	268,881
住民票関係	中央区	有料	142,459	130,652	127,806	127,116	125,756
		無料	30,364	31,649	25,570	50,391	28,437
		合計	172,823	162,301	153,376	177,507	154,193
	東区	有料	103,132	93,630	94,366	98,742	97,441
		無料	1,605	2,010	2,010	39,399	8,274
		合計	104,737	95,640	96,376	138,141	105,715
	西区	有料	47,528	43,405	45,984	50,869	47,188
		無料	1,852	3,729	2,430	12,560	3,513
		合計	49,380	47,134	48,414	63,429	50,701
	南区	有料	60,703	54,665	55,503	61,051	60,059
		無料	647	1,910	724	17,723	4,923
		合計	61,350	56,575	56,227	78,774	64,982
	北区	有料	63,617	56,997	56,294	61,404	60,160
		無料	1,631	1,289	974	10,815	4,335
		合計	65,248	58,286	57,268	72,219	64,495
	合計	有料	417,439	379,349	379,953	399,182	390,604
		無料	36,099	40,587	31,708	130,888	49,482
		合計	453,538	419,936	411,661	530,070	440,086

年度 区分			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
印鑑証明	中央区	有料	69,280	64,532	55,943	60,932	52,682
		無料	272	283	156	5,530	1,311
		合計	69,552	64,815	56,099	66,462	53,993
	東区	有料	79,287	78,927	70,520	73,475	67,675
		無料	352	301	232	10,330	4,815
		合計	79,639	79,228	70,752	83,805	72,490
	西区	有料	39,501	37,117	35,549	38,092	35,012
		無料	166	214	165	2,740	1,272
		合計	39,667	37,331	35,714	40,832	36,284
	南区	有料	55,430	51,761	47,405	50,182	45,970
		無料	270	214	95	6,789	2,814
		合計	55,700	51,975	47,500	56,971	48,784
	北区	有料	56,603	51,609	46,105	46,535	44,047
		無料	460	335	172	3,988	1,602
		合計	57,063	51,944	46,277	50,523	45,649
	合計	有料	300,101	283,996	255,522	269,216	245,386
		無料	1,520	1,347	820	29,377	11,814
		合計	301,621	285,343	256,342	298,593	257,200
合計	中央区	有料	294,599	275,741	266,707	277,524	257,197
		無料	81,183	84,519	85,103	111,702	88,238
		合計	375,782	360,260	351,810	389,226	345,435
	東区	有料	214,461	204,129	197,673	205,699	201,488
		無料	8,589	8,094	7,953	54,063	17,508
		合計	223,050	212,223	205,626	259,762	218,996
	西区	有料	105,095	98,307	102,007	109,706	102,003
		無料	4,787	6,367	5,224	17,049	6,533
		合計	109,882	104,674	107,231	126,755	108,536
	南区	有料	140,820	131,634	129,066	210,722	135,140
		無料	3,045	5,060	3,253	26,261	12,045
		合計	143,865	136,694	132,319	236,983	147,185
	北区	有料	147,731	135,462	131,224	137,446	136,162
		無料	6,611	5,590	4,811	17,441	9,853
		合計	154,342	141,052	136,035	154,887	146,015
	合計	有料	902,706	845,323	826,677	871,538	831,990
		無料	104,215	109,630	106,344	228,240	134,177
		合計	1,006,921	954,953	933,021	1,099,778	966,167

(7) 住居表示(地域政策課)

ア 住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

種別 区分	整備区域	面積(Km ²)	対象件数(件)	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1.28	6,600	昭40.4.1
2次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	40.11.1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	41.7.1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目(追加) 大江本町 岡田町 菅原町 白山一丁目～白山三丁目 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	42.7.1
5次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 田崎本町 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目	1.21	6,800	43.11.1
6次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目(追加) 内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	44.8.1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目(追加) 本荘一丁目	2.53	9,000	45.10.1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目 栗園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2.84	10,600	47.4.1
9次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2.36	7,700	47.12.1
9次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	48.8.1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 上熊本三丁目 花園一丁目～花園七丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7.53	14,900	49.10.1
11次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3.87	10,700	50.10.1
12次	帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1.21	4,700	51.10.1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目(追加)	0.97	4,200	52.10.1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目(追加)	1.15	2,900	53.10.1
15次	横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	54.10.1
16次	大江二丁目(追加)	0.08	700	55.10.1
17次	帯山四丁目(追加) 帯山五丁目(追加)	0.17	700	56.10.1
18次	帯山五丁目(追加)	0.07	300	57.10.1
19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目(追加) 八景水谷三丁目	0.59	1,500	58.10.1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	59.10.1
21次	出水六丁目 春日四丁目(追加) 春日五丁目(追加) 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	62.10.1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平元.11.27

24 次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 出仲間一丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 萩原町	3.66	6,300	平 3.2.25
25 次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 榎町 佐土原一丁目 佐土原三丁目	2.60	6,000	4.2.10
	渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	3.06	8,600	4.2.24
26 次	楠一丁目～楠八丁目 武蔵ヶ丘一丁目～武蔵ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2.93	10,800	5.2.22
27 次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目（追加） 保田窪三丁目 帯山四丁目（追加） 帯山五丁目（追加） 帯山六丁目 帯山七丁目	1.12	2,700	6.2.28
28 次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 尾ノ上四丁目（追加） 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目	4.63	7,800	7.2.27
29 次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4.30	6,800	8.3.4
30 次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帯山八丁目 帯山九丁目	5.40	7,500	9.2.24
31 次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4.63	6,300	10.2.23
32 次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 楡木一丁目～楡木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兎谷一丁目～兎谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6.60	6,700	11.2.22
33 次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目（追加） 坪井六丁目 龍田一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目	5.74	8,200	12.2.28
34 次	近見一丁目（追加） 近見二丁目（追加） 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 鳶町一丁目 鳶町二丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	13.2.26
35 次	清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目（追加） 八景水谷三丁目（追加） 麻生田三丁目～麻生田五丁目 楡木四丁目～楡木六丁目 楠五丁目（追加） 八王寺町（追加） 江津一丁目（追加） 江津二丁目（追加） 出水七丁目（追加） 出水八丁目（追加）	1.80	7,200	14.2.25
36 次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	15.2.24
37 次	小山一丁目～小山七丁目 長嶺東九丁目 中江町 神園一丁目～神園二丁目 石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	16.2.23
38 次	江津三丁目 江津四丁目 下江津一丁目～下江津八丁目 画図東一丁目 画図東二丁目	1.05	1,600	17.2.28
39 次	上代一丁目～上代十丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 高橋町一丁目 高橋町二丁目 城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,750	18.2.27
40 次	城山下代一丁目～城山下代五丁目 上代十丁目（追加） 城山半田一丁目～城山半田四丁目 城山大塘一丁目（追加） 城山薬師一丁目 城山薬師二丁目 島町三丁目（追加） 清水岩倉一丁目～清水岩倉三丁目 山ノ内一丁目（追加）	2.44	2,500	19.2.26
41 次	小島一丁目～小島九丁目 江津三丁目～江津四丁目（追加） 下江津一丁目～下江津二丁目（追加）	2.56	1,350	20.2.18
42 次	徳王一丁目～徳王二丁目 池田三丁目（追加）	0.47	900	21.2.23
43 次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目 飛田四丁目（追加）	0.93	1,600	22.2.22
44 次	下硯川一丁目～下硯川二丁目	0.51	675	23.2.28
45-1 次	松尾一丁目～松尾二丁目（町名のみ変更：中松尾町、上松尾町、西松尾町）	0.42	800	26.10.27
45-2 次	松尾一丁目（追加）	0.02	20	27.3.12
46 次	弓削一丁目～弓削六丁目	1.26	2,500	29.10.30

2 社会保障・税番号制度推進（地域政策課）

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度である。

本市では、国策として導入されるこの制度に対し、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上、災害時における要援護者リストの活用、事務・手続の簡素化や負担軽減、医療・介護等のサービスの質の向上等を目指し効率的・効果的な施策を展開する。

（１） 推進体制

ア 熊本市番号制度推進本部

平成 25 年 5 月 24 日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。）」の成立を受け、本市においても円滑な制度の導入を推進するため、平成 25 年 7 月 9 日、熊本市番号制度推進本部を設置した。

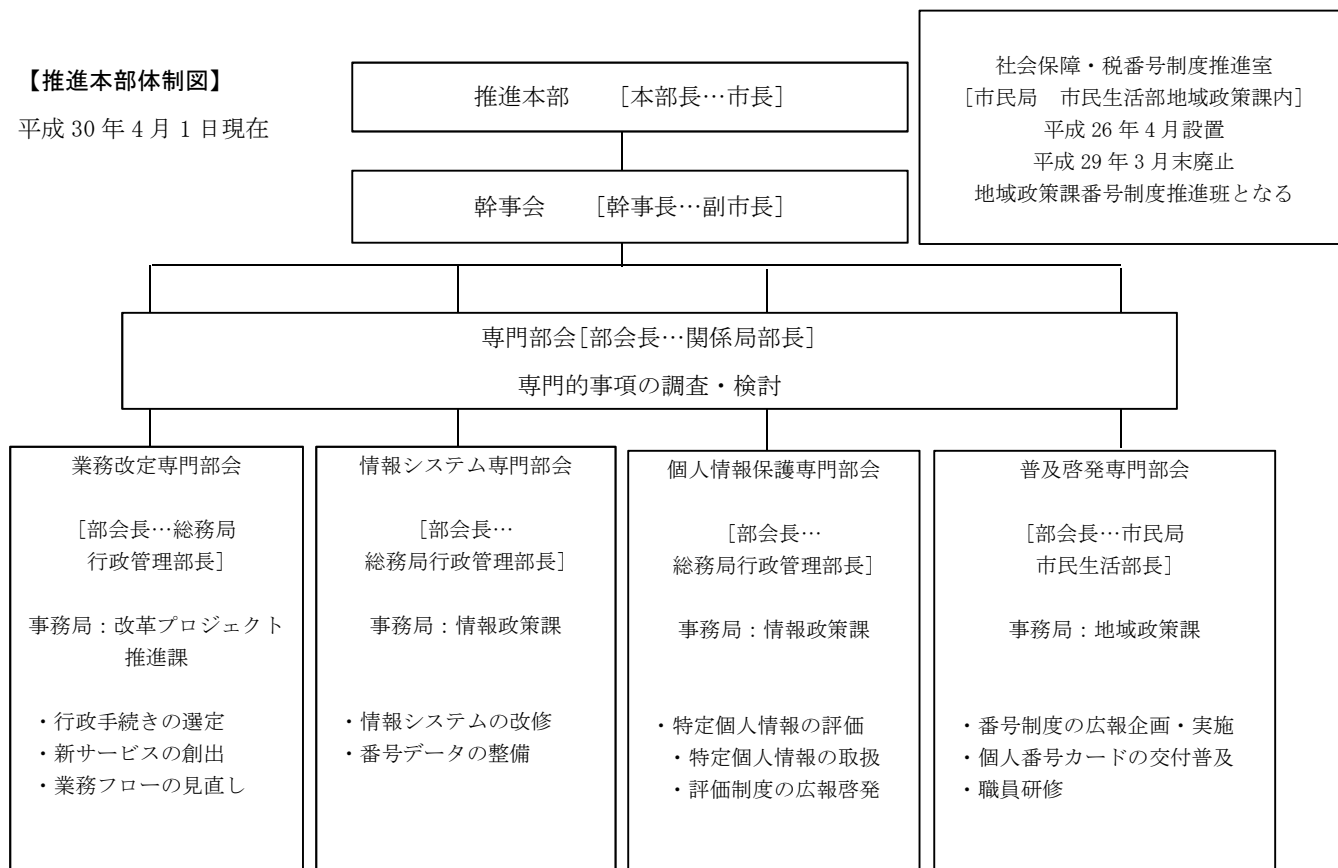
イ 社会保障・税番号制度推進室

熊本市番号制度推進本部及び同幹事会や下部組織である各専門部会を運営するため、業務改定・情報システム・個人情報保護・普及啓発の部門の総合的企画及び調整を行う組織として、平成 26 年 4 月に設置した。

平成 29 年度から、社会保障・税番号制度推進室を廃止し、番号制度推進班として地域政策課内に設置した。

【推進本部体制図】

平成 30 年 4 月 1 日現在



（２） 推進へ向けての取組み

ア 番号制度を適用する行政手続きの選定

社会保障・地方税・防災に関する事務であり番号法で定める 38 事務を選定した。

マイナンバー事務	住民基本台帳
社会保障関係事務	国民年金、介護保険、国民健康保険、後期高齢者保険、児童手当、予防接種、生活保護・その他の福祉関連給付事務
税関係事務	個人住民税、固定資産税、軽自動車税
災害対策事務	被災者台帳

イ 番号制度の導入に係る条例等の整備

本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して条例の整備が必要。

制定内容	番号法第9条第2項及び第19条第9号に規定に基づき、以下の取扱いを規定する。 (1) 本市内部での個人番号の利用範囲（第9条第2項） (2) 本市内部の他機関間の特定個人情報の提供（第19条第9号） (3) その他の手続きについては、各利用事務に関する規則で定める。
施行日	平成28年1月1日

ウ 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報保護評価とは、番号法第27条（特定個人情報保護評価）の規定により実施するもので、特定個人情報ファイルを保有しようとする実施機関（※本市においては、市長部局及び教育委員会）が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することやその他特定個人情報を適切に管理するために実施するもの。（略称：PIA: Privacy Impact Assessment）

熊本市特定個人情報保護評価の実施マニュアル	平成27年3月策定
特定個人情報保護評価書の作成	全ての事務で素案作成済
評価書の公表（全項目評価書） ※全項目評価は、対象者数300,000人以上の事務	平成27年7月～9月（住民基本台帳事務、個人住民税事務、国民年金事務、介護保険事務）

※特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

エ マイナンバーセンターの開設

カード交付が市中心部の窓口に集中する傾向がある本市の特徴を鑑み、拠点となる

「マイナンバーセンター」を平成28年2月8日に本庁舎（中央区役所）内に設置した。

運用開始時期	平成28年2月8日開設
センター機能	個人番号カードの交付を行う特設窓口

オ マイナンバーコールセンターの開設

マイナンバー制度への市民からの問合せに应答するために、市独自のコールセンターを設置した。

運用開始時期	平成27年9月
設置期間	平成27年9月より平成28年11月まで

カ コンビニエンスストアでの証明交付サービス

個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの交付サービスを導入し、市民の利便性の向上と窓口業務の負担軽減による事務の効率化を図る。

運用開始時期	平成28年3月1日開始
利用可能時間	毎日 午前6時30分～午後11時00分（年末年始を除く） ※戸籍証明の利用時間は8時30分～20時00分まで
取扱証明書類	住民票の写し（全部・一部）、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、 市県民税（所得・課税）証明書

3 市民協働（地域政策課、地域活動推進課）

「自治基本条例」並びに「市民参画と協働の推進条例」を制定し、「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりの推進に向けた仕組みを整えるとともに、ボランティア・NPO活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（PI）マニュアルの活用による市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として「自治推進委員会」を設置し、「情報共有」「参画」「協働」の取り組みについて検証を行っている。

（1）熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと 1 階に設置し、ボランティア・NPO等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティア団体、NPOの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

イ 相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ 活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

エ 特定非営利活動法人認証等（設立・定款変更認証）や各種届出等に関する受付・相談窓口

オ 熊本市所轄のNPO法人の定款等を閲覧

カ 特定非営利活動法人の設立セミナーなど、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

キ 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

くまもと・わくわく基金の団体登録の申請や助成事業申請書の作成支援を行っている。また、登録団体に対し、助成事業報告会や交流会などを実施している。

あいぽーと利用人数

年度	25	26	27	28	29
件数	64,571	61,110	61,981	27,827	74,121

（2）ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し、活動に取り組みやすい環境を整える。

ボランティア活動保険登録団体数

年度	25	26	27	28	29
件数	2,207	2,331	2,223	2,143	2,151

（3）特定非営利活動促進法に関すること（認証・認定等）

熊本市内にのみ主たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁として、法人設立・定款変更などの認証、認定や特例認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書に係る事務などを行っている。

（4）条例個別指定制度に関すること

NPO法人が寄附を集めやすくする環境を整備する一環として、熊本市独自の指定基準を設け、平成 27 年 4 月より施行。熊本市が所轄庁となるNPO法人に対し、制度への理解を深め、その周知を図っていくこととする。

（5）市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

これからのまちづくりの一翼を担うボランティア団体、NPO等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成 24 年 4 月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、市民活動団体の公益的な事業に助成を行う。

4 地域コミュニティづくり支援

概 要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所総務企画課が市内17箇所に設置した各まちづくりセンターと連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の設立推進と運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

(1) 町内自治会組織の育成・支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 町内自治会の結成状況

(平 30. 4. 1 現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	13	21	21	92
町内自治会数	243	138	138	166	232	917

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成

助成内容 補助金額＝均等割額＋世帯割額

種 別		年 額 (円)
均等割額	200世帯以下	60,000
	201世帯以上400世帯以下	65,000
	401世帯以上800世帯以下	70,000
	801世帯以上	75,000
世帯割額	1世帯あたり	600

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成

防犯灯数 26,631灯 (平29.4.1現在)

補助額

年間一灯あたり	10ワットまで	1,200円
	20ワットまで	1,400円
	40ワットまで	1,800円
	40ワットを超える	2,000円

③ LED等防犯灯取替補助金

既設の防犯灯をLED等機器へ取り替える町内自治会に対する熊本市防犯灯取替補助金交付要綱に基づく助成

補助内容・補助額

助成金額：一灯につき 6,000円 (6,000円を下回る場合は、その額)

(2) 校区自治協議会の設立推進及び運営支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 助成制度

名 称	補助金額	対 象 事 業 (活動)
校区自治協議会運営補助金	20万円/年	運営のための事務費等

イ 校区自治協議会の設立状況

(平成30. 4. 1現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	13	21	21	92
校区自治協議会数	19	18	16	21	22	96

※校区自治協議会数には、4 地区（松尾北地区、松尾西地区、松尾東地区、大和地区）を含む。

(3) 地域コミュニティセンター開設状況（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

(開設済数 平成 30. 4. 1 現在)

開 設 年 度 (平成)	地域コミュニティセンター名					箇 所 数	
4	楠	城南	春竹	出水		4	74
5	壺川	中島	松尾	白山	慶徳	5	
7	帯山	城山	北部東			3	
8	小島	松尾西	庄口	向山		4	
9	砂取	一新				2	
10	田迎西	清水				2	
11	龍田	日吉				2	
12	黒髪	武蔵				2	
13	西原	託麻北	田迎南	画図	池田	5	
14	弓削	西里	池上	出水南	尾ノ上	5	
15	力合	麻生田	松尾北	東町	帯山西	5	
17	碩台	託麻原	御幸	高平台	桜木	5	
18	若葉	河内	本荘			3	
19	託麻東					1	
20	月出	城西	古町	春日		4	
21	花園					1	
22	川上	飽田				2	
23	白坪	長嶺				2	
24	託麻西					1	
25	菱形					1	
26	豊田	吉松	植木	山東		4	
27	杉上	桜木東	大和	田迎	桜井 田原 田底 山本	8	
28	隈庄	白川				2	
30	楡木					1	

(4) 地域公民館（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、平成30年4月1日現在、625館の地域公民館組織が結成されている。

	地区名（館数）
中央区	中央地区(10)、大江地区(23)
東区	東部地区(39)、託麻地区(50)、秋津地区(15)
西区	西部地区(58)、花園地区(22)、河内地区(31)
南区	南部地区(29)、幸田地区(22)、飽田地区(15)、天明地区(32)、富合地区(23)、城南地区(42)
北区	龍田地区(19)、清水地区(21)、北部地区(55)、植木地区(119)

運営費等支援（補助）の内容

補助対象		その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所総務企画課が届出を受理した地域公民館
補助範囲		公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設・営繕費、運営費、借家料及び耐震化事業費
補助金額	運営費	均等割、世帯数割、事業費割、施設割（専用の公民館としての建物）、校区公民館連絡費（校区代表館）を基礎として算出する。
	建設費	補助率2分の1、上限額750万円 (熊本地震により被害を受けた地域公民館については補助率4分の3、上限額1,125万円)

営繕費	補助率2分の1、上限額60万円 (熊本地震により被害を受けた地域公民館については補助率4分の3、上限額750万円)
借家料	補助率3分の1、上限額年間15万円
耐震診断費	補助率3分の2、上限額24万円
耐震補強設計費	補助率3分の2、上限額60万円
耐震補強工事費	補助率3分の2、上限額600万円

5 安全安心まちづくり ・ 交通安全対策 （生活安全課）

概 要

交通事故の多発や街頭犯罪などに対応するため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、犯罪を未然に防ぐため、市民の意識向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

（１）安全安心まちづくり対策

ア 防犯パトロール

青色回転灯を装着した公用車 7 台（うち区役所 5 台）で防犯パトロールを行なうなど、安全安心まちづくりの意識啓発を行っている。また、外勤の際には、安全安心パトロールのシートを貼付した公用車でパトロール活動を行なうなど、全庁的に犯罪抑止活動に取り組んでいる。

イ 繁華街等安全安心パトロール

本市における犯罪の防止に努め、市民や観光客等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、安全安心で快適な都市環境の形成に寄与することを目的として、「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」及び「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」に基づき、繁華街アーケードを中心にパトロールを実施。

① 「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」・「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

- (ア) 路上喫煙の制限
- (イ) ポイ捨ての禁止
- (ウ) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止
- (エ) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止
- (オ) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000 円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000 円

② 繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域（路上禁煙区域・美化重点区域）である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収
嘱託員 3 名（熊本県警察 O B）

③ 事業費

平成 30 年度予算 7,409 千円

① 「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」・「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

- (ア) 路上喫煙の制限
- (イ) ポイ捨ての禁止
- (ウ) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止
- (エ) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止
- (オ) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000 円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000 円

② 繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域（路上禁煙区域・美化重点区域）である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収
嘱託員 3 名（熊本県警察 O B）

③ 事業費

平成 30 年度予算 7,409 千円

（２）違法駐車防止対策（平成２９年度から休止）

ア 違法駐車に対する街頭指導の強化

平成４年５月１日「熊本市違法駐車等の防止に関する条例」を制定し、違法駐車防止重点地域の指定をもとに、土・日曜日・祝日に違法駐車の見回り指導を行い、安全で快適な生活環境の保持に努めている。

イ 違法駐車防止重点地域

- ・銀座通り他４路線１，９００ｍ（平成５年４月１日指定）

（３）交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全教育の推進（交通ルール・マナーアップ促進事業）

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、昭和５８年から、交通安全教育専門員（３人（平成２８年度から２人））を配置し、幼児（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育教材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学校新入学時の児童に対し、特に登下校時における交通ルールの習得のため、模擬信号機等を活用した実践的な教育、また、小・中・高校生を対象とした安全利用に伴う自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオや交通シミュレータ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

イ 交通安全活動の推進

① 交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止運動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、市ホームページ、facebook、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全県民大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動、さらに、参加型啓発活動の実施など草の根的活動を展開している。

② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道德の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和４４年１０月１日に発足した。現在委嘱を受けているのは約４００人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（毎月１・１０・２０日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全の諸活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶対策

平成１４年７月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

（４）交通事故被害者に対する支援対策

ア 交通事故相談

昭和４７年４月交通事故相談所（現 交通事故相談室）を開設し、専門相談員１名が毎週火・木曜日に相談を受け対応している。

交通事故相談件数

（平成３０年３月３１日現在）

年度 区分	25	26	27	28	29
被害者	233	269	282	285	45
加害者	58	82	81	63	156
合 計	291	351	363	348	201

イ 交通遺児への援助

昭和48年3月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年1回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移

(平成30年3月31日現在 単位 円)

年 度		25	26	27	28	29
項 目	寄 付 金	435,806	792,193	716,556	390,933	369,224
	運 用 利 益	505,278	277,217	264,114	180,930	120,251
	援 助 金 ほ か	△1,195,256	△1,487,991	△1,463,556	△1,375,173	△1,201,704
	差引(積立または取り崩し)	△254,172	△418,581	△482,886	△1,012,310	△712,229
	基 金 残 高	83,702,836	84,076,448	84,300,118	83,678,741	83,335,736

6 消費者行政（消費者センター）

消費者と事業者の間にある情報量・交渉力等の格差を鑑み、消費者権利の尊重及び消費者の自立支援等を基本理念とした、消費生活の安定及び向上を図るための各種事業を行う。

(1) 消費者相談

消費者からの商品・サービス・多重債務等についての相談や苦情を受け付け、助言やあっせんにより、消費トラブルの解決を図る。

相談件数

(平成30年3月31日現在)

年 度	25	26	27	28	29
総件数(件)	6,310	6,371	6,290	7,182	6,439

相談内容別件数（平成29年度）

(平成30年3月31日現在)

内 容	安全・衛生	品質・機能・役務品質	法規・基準	価格・料金	計量・品目	表示・広告	販売方法	契約(解約)	接客対応	包装・容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他	合 計
件数	139	492	202	733	4	220	3,199	4,715	1,080	2	8	10	19	66	10,889

注：相談内容別件数については、相談内容が複数にわたるため、相談件数とは合致していない。

（２）消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活問題に対応できる主体性のある自立した消費者の育成を目的に各種講座、事業を開催する。

ア 消費者意識の向上

消費者セミナー：市民や親子を対称に消費生活に関する基礎的な知識の修得（受講生は一般公募）

消費生活出前講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、くらしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣

消費生活地域見守りサポーター養成講座：初歩的な消費生活相談を受けたり、必要な情報提供を行うことを目的に、センターと地域住民のパイプ役かつ地域の見守り体制の担い手を育成する。

イ 小中学生啓発事業

小中学生を対象に消費生活に関する啓発資料を作成し、市内全校に配付

ウ 若者、高齢者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、学園祭等への出展、「敬老の日」を契機とした情報提供等を推進する。

（３）情報の収集及び提供

ア 消費生活情報の収集及び提供

市民の消費者被害の未然防止とより良い消費生活の実現のために必要な情報を収集し提供する。

イ 情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオ・DVDの貸出による情報提供を行う。

（４）消費者の組織化と活動の支援

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を支援する。

7 男女共同参画（男女共同参画課）

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定された。男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

昭和62年	4月	女性行政の総合窓口を設置（婦人生活課）
平成2年	4月	総合婦人会館・カルチャーセンターオープン
平成5年	4月	「婦人生活課」から「女性政策課」、「総合婦人会館・カルチャーセンター」から「総合女性センター」へ名称変更
平成10年	4月	「女性政策課」から「男女共生推進課」へ名称変更
平成11年	4月	男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センターを一体化し、総合的推進体制の確立
平成13年	9月	「DV防止連絡会議」「DV市内防止ネットワーク会議」設置
平成14年	6月	「男女共同参画地域推進員制度」
平成16年	4月	「熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金制度」
平成18年	5月	「2006世界女性スポーツ会議くまもと」開催（5/11～5/14）
平成21年	4月	「熊本市男女共同参画推進条例」施行
平成22年	3月	「熊本市男女共同参画基本計画」策定
平成22年	4月	「総合女性センター」から「男女共同参画センターはあもにい」へ名称変更
平成22年11月		「第20回男女共同参画全国都市会議inくまもと」開催（11/18～11/19）
平成24年	4月	「男女共同参画センターはあもにい」の指定管理者による指定管理に移行
平成26年10月		「熊本市配偶者暴力相談支援センター」事業開始
平成28年	4月	「市民協働課男女共生推進室」から「男女共同参画課」へ組織改編
平成29年	3月	「熊本市女性の職業生活における活躍推進計画」策定
平成30年	3月	「女性の活躍応援協議会くまもと」設立

（1）男女共同参画のための意識づくり

ア 男女共同参画に関する啓発・広報

- 情報紙「はあもにい」の発行（年2回）及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付
- 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催
- 男女共同参画地域推進員制度の活用（登録者数142人）
- DV防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、DV防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ 男女共同参画に関する情報収集・提供

- 市民意識調査（5年ごと）・企業実態調査（3年ごと）の実施

（2）男女共同参画のための社会環境の整備

- 市の審議会等への女性の登用を促進
平成27年度：29.1％ 平成28年度：29.1％ 平成29年度：27.8％
- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数183人）
- 働く女性のキャリア形成支援や企業等における女性人材の活躍を推進するため、「働く女性の大交流会 in くまもと」等を開催
- 家庭や地域、職場、心の問題等さまざまな問題に対して、自己選択や自己決定により解決できるよう支援を行うことを目的とした総合相談室を運営

総合相談室

年 度	24	25	26	27	28	29
相談件数	2,748	2,904	2,343	2,243	1,943	1,905

(3) 推進体制の整備・充実

- 「くまもと市男女共同参画会議」の開催
- 「熊本市男女共同参画庁内推進会議」開催

(4) 熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所在地	中央区黒髪3丁目3番10号		
構造	鉄筋コンクリート4階建（一部5階）		
面積	敷地面積	6, 6 6 5 m ²	延床面積 5, 3 7 6 m ²
工期	平成元年1月～平成2年3月		
開館	平成2年4月7日		
建設費	2, 2 8 0, 0 0 0千円		
主要施設	4階	会議室、研修室A・B・C、和室	
	3階	リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ	
	2階	多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、相談室	
	1階	メインホール（372人）、情報資料室、ファミリーサポートセンター〈熊本〉、 幼児室、事務室、ギャラリー	
	その他	駐車場 163台（はあもにい駐車場70台、第1駐車場45台、第2駐車場17台 第3駐車場26台、障がい者用駐車場5台） 駐輪場 2カ所	

ア 男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

イ 社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。（はあもにいフェスタの開催、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）

さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

ウ その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、DVD、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ 施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況

区分 年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和会議室等 (14室)
	集式 会・大 会典	音楽会・ 演奏会	歌謡シ ョー・浪 曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講習・ 講演会	そ の 他 計	集式 会・大 会典	音楽会・ 演奏会	歌謡シ ョー・浪 曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講習・ 講演会	そ の 他 計	
25	11	109	16	21	5	38	200	4	50	14	14	13	60	155	3,033
26	35	73	4	21	15	64	212	11	39	11	7	25	72	165	3,140
27	29	82	9	11	12	77	220	10	32	15	10	21	63	151	3,223
28	1	3	0	1	0	2	7	7	96	7	8	17	79	214	1,849
29	16	91	6	9	6	106	234	5	48	4	3	22	82	164	3,549

利用者状況

区分 年度	メインホール					多目的ホール				
	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	合 計	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	合 計
25	32	18	142	8	200	18	4	112	11	145
26	10	30	161	11	212	15	20	124	6	165
27	53	14	136	17	220	24	7	110	10	151
28	0	1	5	1	7	3	21	171	19	214
29	54	6	141	33	234	32	4	113	15	164

8 人権推進（人権推進総室）

概 況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取組みを行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、熊本市第7次総合計画第一章「互いに認め支えあいだれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げ、「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を掲げている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、市民誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

（１）沿 革

昭和４０年	８月	同和対策審議会答申
４４年	７月	同和対策事業特別措置法の施行
５０年	１２月	市民局に同和対策室を設置
５１年	５月	隣保館を設置
５２年	６月	西原公園児童館を設置
６２年	１２月	熊本市人権啓発市民協議会が発足
平成５年	１月	熊本市雇用開発協議会を設置
１１年	６月	人権教育のための国連１０年推進本部を設置
１２年	５月	熊本市域における人権教育啓発基本方針を策定
１２年	１２月	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
１３年	４月	同和対策室を人権推進総室に、同和教育指導室を人権教育指導室に名称変更し、事務分掌も変更
１５年	８月	隣保館をふれあい文化センターに名称変更
２１年	３月	熊本市人権教育・啓発基本計画を策定
２２年	３月	合併に伴い植木ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。
２４年	３月	組織改編により企画振興局に人権推進総室を設置、ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。
２６年	７月	熊本市人権教育・啓発基本計画《改訂版》を策定
２７年	４月	組織改編により市民局に人権推進総室を設置
２９年	４月	組織改編によりふれあい文化センター及び植木ふれあい文化センターを「室」とする。

（２）人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

映画会、啓発セミナー、講演会、人権啓発担当者ワークショップ等の開催、人権の花運動、Ｊリーグロアッソ熊本との合同啓発イベントなど

（３）職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが豊かな人権感覚の育成に努めるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成２９年４月「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を「熊本市人権施策推進本部等に関する訓令」へ改正をおこない、専門部会として人権施策推進部会をおき、さらに各局（区）に人権教育推進委員会、各課に人権推進員をおくことで、施策・教育についての体制整備をおこない、職員の人権に対する意識向上を図り、市民の信頼に応えることができる組織体制の整備を図っている。

(4) 熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第2種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所在地	中央区本荘4丁目6番6号				
設置主体	熊本市				
開設年月日	昭和51年5月1日				
構造	鉄筋コンクリート3階建（一部2階建）				
敷地面積	1,015.38㎡	建物面積	延1,849.43㎡	駐車場面積	411.94㎡
用地費	69,623千円				
工事費	新築（昭和50年度）82,495千円 改築（昭和58年度）25,085千円（機能回復訓練室・相談室の新設） 増築（昭和62年度）304,334千円（老人福祉センター・教育集会所の新設）				
主な施設	1階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室 2階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室 3階 ホール（機能回復訓練用）				

利用者

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
主催事業参加者数 （講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者 等）	15,066	15,614	15,557	14,091	14,260
貸し館利用者数	10,172	13,374	13,309	9,555	10,407
福祉サービス利用者数（入浴・リハビリ室）	10,883	11,428	10,312	9,322	12,318

(5) 熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第2種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所在地	北区植木町宮原912番地				
設置主体	熊本市				
開設年月日	昭和55年8月1日				
構造	鉄筋コンクリート・鉄骨造平家建				
敷地面積	3022.82㎡	建物面積	延774.40㎡	駐車場面積	369.20㎡
工事費	新築（昭和55年度）85,200千円 増築（平成3年度）29,333千円				
主な施設	大会議室 中会議室 図書室 和室 調理室 相談室 事務室 日常生活訓練室 創作軽作業室 社会適応訓練室 運動場（グラウンドゴルフ等）				

利用者

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
館内利用者数 （学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用者）	6,467	7,921	7,291	5,604	6,022
館外（運動場）利用者数（グラウンドゴルフ利用者 等）	102	1,443	963	364	206

9 生涯学習（生涯学習課）

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

本市では、「新しい時代に対応した生涯学習社会」を実現するため平成21年3月に「熊本市生涯学習指針」を策定し、目指すべき生涯学習都市くまもとの姿を「わくわく学習都市くまもと」とした。その実現のため、生涯学習ネットワークを構築し、学習機会を充実しながら、学習成果を生かす環境づくりを推進していく。

（１）施策の展開

＜生涯学習ネットワークの構築＞

ア 学習情報の収集と提供

- ・学習情報の収集・提供体制の整備・充実
- ・学習相談体制の整備充実
- ・生涯学習推進に関する調査・研究の充実

イ 関係機関との連携

- ・生涯学習関係機関・団体・事業者等との連携
- ・庁内関係部署との連携強化

＜学習機会の充実＞

ア ライフステージに応じた学習機会の充実

- ・乳幼児期における学習の充実
- ・学童期（小学生）における学習の充実
- ・思春期（中高生）における学習の充実
- ・成年期における学習の充実
- ・高齢期における学習の充実

イ 現代的・社会的な課題と市民ニーズに対応した学習支援

- ・家庭教育力の向上
- ・地域教育力の向上
- ・現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応した学習の充実

ウ 多様で高度な学習活動を支える拠点施設の機能充実

- ・社会教育施設、スポーツ・文化施設の機能充実
- ・多様なニーズに対応した拠点施設の機能充実
- ・より高度で実践的な学習内容に対応した支援

＜学習成果を生かす環境づくり＞

ア 学習成果を生かす場の創出

- ・学校を中心とした場の創出
- ・地域を中心とした場の創出

イ 人材の活用

- ・生涯学習人材バンクの整備と活用
- ・ボランティア情報の収集と提供

ウ 市民参画の仕組みづくり

- ・参画型事業の展開
- ・学習成果の発表機会の充実
- ・学習成果の評価システムの整備

(2) 公民館

生涯学習の拠点となる公設公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、中央、西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、河内、天明、富合、城南、植木の19公民館があり、北部公民館には、北部東分館と西里分館の2館がある。

施設の概要については、単独の公民館を記載。なお、併設施設の概要は、市民生活関係の区政に記載。

施設の概要

名 称	所 在 地
中央公民館	中央区草葉町5番1号
河内公民館	西区河内町船津791番地
北部公民館西里分館	北区下硯川町1798番地
北部公民館北部東分館	北区鶴羽田2丁目13番9号

※ 中央公民館については、熊本地震により倒壊の危険性から解体を完了し、平成31年3月竣工を目指し、新築復旧工事中。

※ 地域公民館については、市民生活関係の地域コミュニティづくり支援に記載。

平成29年度 公民館学習活動在籍状況 (講座数及び在籍者数)

		主催事業								自主講座		総合計			
		主催講座		家庭教育学級		教養講座		合計		合計					
		講座数	在籍者数	学級数	在籍者数	講演会数	参加者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数
中央区	中央	33	857	4	52	0	0	37	909	48	969	85	1,878	352	10,487
	大江	77	3,170	7	165	6	346	90	3,681	62	1,239	152	4,920		
	五福	53	2,404	4	69	3	217	60	2,690	55	999	115	3,689		
東区	東部	102	2,808	10	243	0	0	112	3,051	76	1,703	188	4,754	569	14,698
	託麻	133	2,548	7	82	6	628	146	3,258	64	1,229	210	4,487		
	秋津	109	3,526	6	46	5	782	120	4,354	51	1,103	171	5,457		
西区	西部	62	1,528	5	121	4	405	71	2,054	53	919	124	2,973	359	14,180
	花園	96	4,481	3	51	3	317	102	4,849	44	723	146	5,572		
	河内	74	5,281	2	107	4	143	80	5,531	9	104	89	5,635		
南区	南部	137	3,721	3	59	3	388	143	4,168	47	818	190	4,986	576	17,062
	幸田	61	3,298	5	110	3	489	69	3,897	58	1,216	127	5,113		
	飽田	19	1,426	4	118	4	262	27	1,806	25	310	52	2,116		
	天明	31	746	5	161	4	220	40	1,127	24	297	64	1,424		
	富合	62	1,467	2	43	4	185	68	1,695	23	270	91	1,965		
	城南	39	965	5	34	8	459	52	1,458	0	0	52	1,458		
北区	龍田	49	3,145	4	103	5	656	58	3,904	53	1,058	111	4,962	663	17,507
	清水	111	2,565	4	65	9	956	124	3,586	60	1,441	184	5,027		
	北部	155	2,852	4	32	16	807	175	3,691	96	1,332	271	5,023		
	植木	61	1,685	0	0	4	363	65	2,048	32	447	97	2,495		
合計		1,464	48,473	84	1,661	91	7,623	1,639	57,757	880	16,177	2,519	73,934	2,519	73,934

（３）家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

ア 家庭教育学級

保護者等の家庭教育に関する学習の機会を拡充し子どもの健全育成に役立てるため、公民館において幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として開設し、家庭における子どもの教育に関する学習や、子どものしつけ方等における悩みについての話し合い等、保護者の主体的な学習を支援している。

イ 子育てサロンの開催

子育て中の保護者が、気軽に相談、交流できるような集いの場となるよう、関係各課や地域の各種団体と連携・協力しながら、主に親子のふれあい遊びやおはなし会といった親子参加型講座等の事業を全公民館にて開催し、子育て支援の充実を図っている。

（４）青少年健全育成

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援している。

ア 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構 成 校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

- 主 な 事 業
- ・年次総会、代表者会、理事会、評議員会
 - ・子供・若者育成支援強調月間
 - ・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
 - ・熊本市青少年健全育成大会
 - ・研修会
 - ・家庭・地域の教育力の向上
 - ・青少協活動の地域への浸透

イ 校区青少年健全育成協議会

各小学校区の青少年健全育成に関する団体や機関が連携を緊密にし、相互の情報交換、事業の調整を図り、地域住民の協力を得て、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。現在、９０小学校区地区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行っている。

ウ 熊本市子ども会育成協議会

各小学校区の単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。

単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

エ ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟の一員として、熊本市内に所属する４地区（中部地区、東部地区、西部地区、北部地区）１５個団のより円滑な協力・連携を保つことを目的とした団体。

オ ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

（５）成人式

二十歳を迎えた新成人たちを対象に区切りの式典を開催し、新成人としての責任や自覚を促す。

平成３０年成人式は、平成３０年１月８日に熊本市総合体育館・青年会館で開催された。（対象者７，５３４人）

10 熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

（１）沿革

平成22年4月、市民、市議会、市長等が共有する本市の自治の最高規範として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第23条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成23年3月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年11月1日、同条例が施行され、熊本市オンブズマン制度の運用を開始した。

（２）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

（３）オンブズマンの職務

- ① 市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査すること。
- ② 常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査すること。
- ③ 調査結果をもとにオンブズマンの判断を示すこと。必要なときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告し、又は制度の改善を求める意見表明をすること。

（４）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として1年以内の苦情が対象となる。ただし、次の事項などは取り扱わない。

- ① 判決、裁判等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項
- ② 請求に基づき現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項
- ③ 議会に関する事項
- ④ オンブズマンの行為に関する事項

（５）オンブズマンの組織等

① オンブズマン

熊本市オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は2年であり、1回に限り再任することができる。

② 運用体制

オンブズマン2名、オンブズマンを補佐する専門調査員3名、その他制度を運営する事務局員3名の8名体制で運用を行っている。

（６）苦情処理の流れ

① 申立方法

苦情の申立ては書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

② 面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

③ 苦情の調査

オンブズマンは、苦情の内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④ 調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤ 運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

(7) 平成29年度の運用状況

平成29年度は、58件の苦情申立てを受け付け、前年度からの継続分11件と合わせて69件の苦情を処理した。

ア 苦情申立て受付状況（平成25年度～平成29年度）

年度	25	26	27	28	29
受付件数	67	55	50	66	58

イ 行政組織別受付状況（平成29年度受付分）

組織	件数	組織	件数	組織	件数
都市建設局	16(1)	財政局	5(1)	上下水道局	2
区役所	14(1)	教育委員会	3	総務局	1
健康福祉局	7	市民局	2	合計	58(8)
環境局	6(5)	経済観光局	2		

() 内は熊本地震関連 計8件

ウ 苦情処理の状況（平成28年度継続調査分を含めた平成29年度処理分）

区 分	件数
1 調査結果を通知したもの	42(3)
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	3
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	11(1)
(3) 市の業務に不備がなかったもの	28(2)
2 調査対象とならなかったもの	7
(1) 管轄外のもの	2
(2) その他のもの（利害無し・1年以上経過等）	5
3 調査を中止したもの	2(1)
4 取り下げられたもの	5(1)
5 継続調査中のもの	13(4)
合 計	69(9)

() 内は熊本地震関連 計9件

エ 発意調査

熊本市オンブズマン条例第7条第2項に基づき発意調査を2件行った。

- ① 公文書の管理 ② 市営住宅における孤独死の防止

オ 勧告又は意見表明

熊本市オンブズマン条例第7条第1項第2号に基づく勧告又は意見表明に至った事例はなかった。